平成２５年（フ）第９号
熊本県菊池市隈府1710番地11
債務者　前田真紀子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
熊本県菊池市七城町林原1113番地　元村団地６号室
債務者　守上　良一
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２５年（フ）第１４号
熊本県菊池市片角208番地
債務者　光堀　晶子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午前11時15分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２５年（フ）第５４号
北海道帯広市東10条南８丁目１番地14　コーポみまつ106号室
債務者　釣　　麻美（旧姓有坂）
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第２２０号
東京都清瀬市野塩３丁目43番地14
債務者　服部　範文
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２３９号
東京都八王子市台町３丁目１番13号パークサイドビル306号
債務者　大浦　康子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８号
長崎県南島原市口之津町丁208番地１、前住所長崎県南島原市口之津町丁208番地10
債務者　芝　　幸美
1　決定年月日時　平成25年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午前９時50分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第１７９号
静岡市葵区瀬名川１丁目23番30―１号　メルベーユＡ―102号
債務者　福原　美佳
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８０号
静岡市葵区山崎２丁目27番地の46　エクセル山崎203号山下方、旧住所静岡市葵区羽鳥２丁目21番32号　シャンブルＳ201号山下方
債務者　山崎千恵美
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８１号
静岡市葵区山崎２丁目27番地の46　エクセル山崎203号、旧住所静岡市葵区羽鳥２丁目21番32号　シャンブルＳ201号
債務者　山下　長治
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３６５０号
神奈川県横浜市磯子区森が丘１丁目13―７―203
債務者　出町　　忠
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６８５号
東京都杉並区阿佐谷北６丁目10―12―102
債務者　伊藤　敏博
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６８６号
東京都江戸川区東松本２丁目３－４―202
債務者　梅津かおり
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６９２号
東京都練馬区大泉学園町６丁目３－８　第５大永コーポ201
債務者　清水　康行
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部